

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和3年12月9日  
鹿児島県  
鹿児島地方気象台

## 令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海を震源とする地震に伴う土砂災害警戒情報の暫定的な運用について

鹿児島県と鹿児島地方気象台は、令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県十島村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海を震源とする地震により、鹿児島県十島村で震度5強を観測しました。

十島村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、震度5強を観測した十島村については、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

### 通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

十島村

また、大雨警報(土砂災害)のキキクル(危険度分布)※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※大雨警報(土砂災害)のキキクル(危険度分布)は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:10/lat:29.846004/lon:129.873505/colordepth:deep/elements:land>

問い合わせ先：鹿児島県土木部砂防課

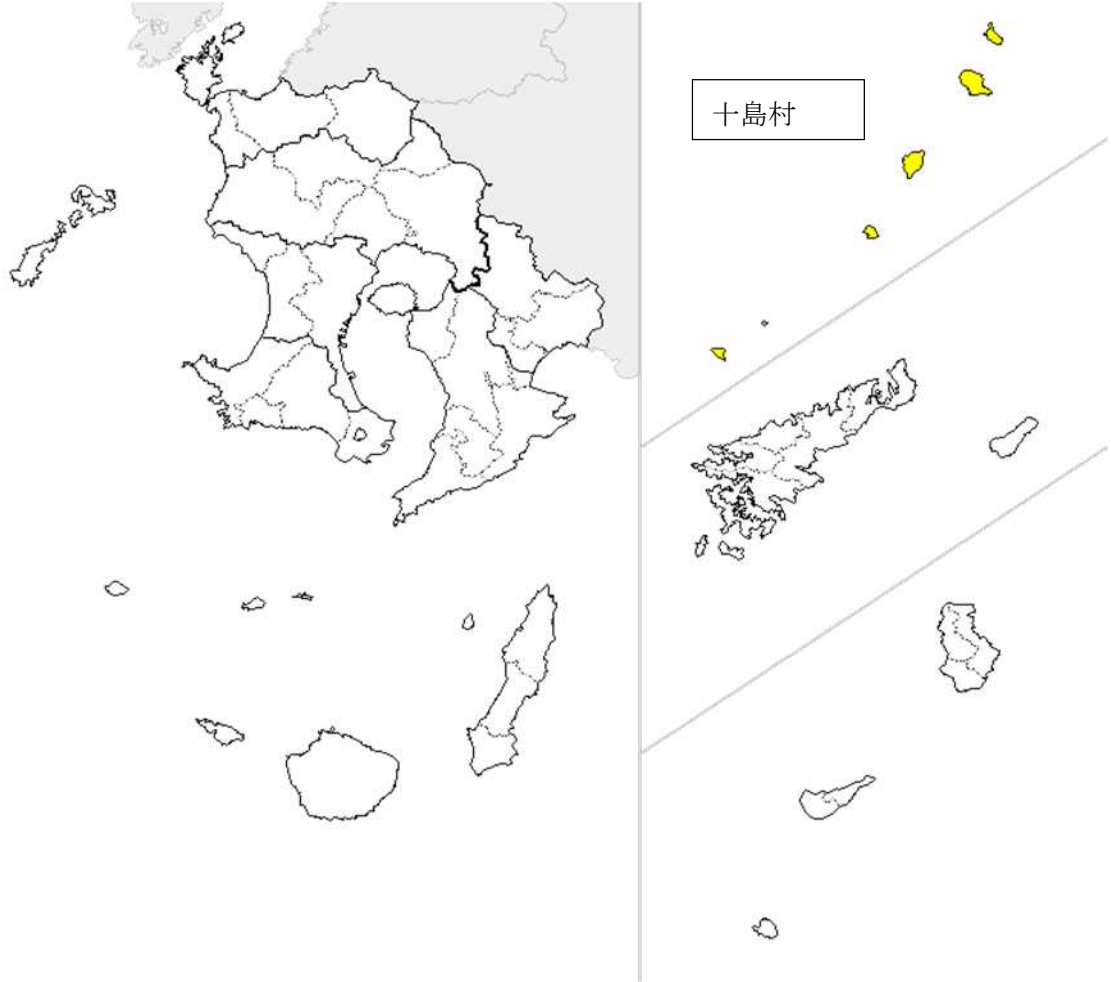
電話：099-286-3613 FAX：099-286-5627

鹿児島地方気象台 担当：土砂災害気象官

電話：099-250-9919 FAX：099-255-4234

別紙

通常基準を暫定的に変更する市町村



通常基準の8割に引き下げる市町村